

外部評価委員会資料

令和4年11月7日（月）10:00

年度経営計画の進捗状況

令和4年度 上期

1 主要数値（令和4年9月30日現在）

（単位：百万円、％）

項目	年度	令和3年度 上期実績			令和4年度 上期実績		
		金額	計画比	前年同期比	金額	計画比	前年同期比
保証承諾		13,212	54.4	9.2	22,705	152.4	171.8
保証債務残高		227,167	93.2	115.3	215,867	100.8	95.0
保証債務平均残高		224,926	95.4	194.7	218,796	99.5	97.3
代位弁済（元利）		297	49.5	55.7	535	93.9	179.8
実際回収（元損）		202	134.4	92.4	170	113.3	84.3

2 令和4年度計画の自己評価（上期）

重点課題について

令和4年度計画	課題解決への取組実績
<p>【保証部門】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援 新型コロナウイルス感染症が収束の気配を見せない中で、中小企業者に対して直接訪問や電話などにより積極的に接点を持つことで、事業実態や多様化するニーズの正確な把握に努める。その上で、保証による資金供給や条件変更による返済緩和などにより、適切な資金繰り支援を引き続き行う。また、令和3年度に開始した信用保証書の電子交付を含めた信用保証業務のデジタル化に取り組むことで、業務効率化の推進だけでなく、利便性向上や手続きの迅速化を図る。</p> <p>② 創業・事業承継に関する取り組みの強化 創業期の事業者に対しては、これまで同様保証申込時に直接面談を行うとともに、創業計画などを十分に確認する。さらに、保証後も一定期間のフォローアップを行うことで、創業後の業績や直面している課題などを把握する。また、各経営支援機関や教育機関が開催する創業に関連するセミナーなどに協会職員を講師として派遣し、受講者の創業意欲や知識の向上を図るとともに、職員の人材育成に繋がる取り組みとする。 事業承継を予定する事業者の意向を収集し、事業承継・引継ぎ支援センターなどの支援機関と連携した引継ぎ先の紹介や、一定要件で経営者保証が不要となる「事業承継特別保証」の情報を提供するなど、事業承継を円滑に進められる取り組みを実施する。</p>	<p>【保証部門】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、業況回復に時間を要する中小企業者に対し、約定返済の軽減を目的とした条件変更等の案内を金融機関訪問や電話により実施した。（金融機関16件、事業者5件） ウクライナ情勢に起因する原油・原材料価格の高騰により業況に影響を受けた中小企業者を対象とした県制度「原油・原材料高対策特別貸付」が7月に創設された。同制度は9月末に終了し、保証承諾実績は1,025件、13,341百万円となった。 デジタル化においては、先行する地元5金融機関に加え、5月からは鹿児島銀行、南日本銀行でも信用保証書の電子交付を開始し、利便性向上や手続き迅速化を図った。また、「信用保証業務電子受付システム」が連合会主導で開発され、東京信保をはじめ3協会でも運用が開始されており、上期は開発の進捗等に係る説明会が開催された。今後は追加募集がされる予定となっており、金融機関とも相談しながら取り組むこととしている。</p> <p>② 創業・事業承継に関する取り組みの強化 創業資金の保証承諾は121件（前年同期+6件、前年同期比102.5%）、うち95件（前年同期+33件、前年同期比153.2%）に創業面談を実施した。創業後のフォローアップの実績は期中管理部門①（P3）のとおりとなっている。 また、宮崎大学工学部大学院での創業意識高揚を目的とした講義、えびの商工会主催の創業セミナーに、いずれも協会職員を講師として派遣した。 事業承継への取組みは、事業承継・引継ぎ支援センターとの定期的な情報交換に加え、「事業承継特別保証制度」の推進や周知を図るため、同センターが主催する説明会に職員を講師として派遣した。</p>

<p>③ 金融機関・中小企業支援機関との連携強化 事業者の事業継続・成長には、金融機関や中小企業支援機関との連携が重要であり、引き続き関係構築に取り組む。可能な限り直接訪問しての情報交換や情報収集を重視し、様々なニーズを把握することで、効果的な保証制度の創設や提案、各研修会・勉強会に繋げるよう努める。また、県が創設する伴走支援型保証制度の利用を推進し、保証後も金融機関と連携して事業者に対する伴走型のフォローアップを行うことで、経営の安定を図る。</p>	<p>③ 金融機関・中小企業支援機関との連携強化 連携強化を目的として、金融機関や支援機関への訪問を実施し、その際には各地域の中小企業についての情報収集や意見交換を行うとともに、伴走支援型特別保証制度や事業承継特別保証制度の推進、金融機関新規取引先への事業実態把握について徹底を依頼した。 上期の訪問実績は、金融機関 69 先、支援機関 7 先となり、事業承継特別保証制度の保証実績は無かったが、伴走支援型特別保証制度の承諾は 18 件、160 百万円であった。</p>
---	--

令和 4 年度計画	課題解決への取組実績												
<p>【期中管理部門】</p> <p>① 事業者の実態に応じた経営支援の取り組み 創業後間もない先に対して定期的なフォローアップを実施し、事業立ち上げ期に発生する様々な経営課題の解決に向けて共に取組むことで、早期廃業の抑制を図るとともに事業の成長や拡大に繋げられるよう、事業者に寄り添った支援を行う。 新型コロナウイルス感染症対応資金の利用者に対しては、金融機関からのモニタリング情報を基にして、実態に応じた適切な返済計画の提案などを行う。また、特に支援が必要な事業者を絞り、優先度を見極めながら企業訪問などを実施する。</p> <p>② 初期延滞先及び返済緩和先の経営支援強化 約定返済に延滞が発生した先については、取引金融機関への連絡などによって速やかな状況の把握に努め、引き続き延滞解消に向けた提案を行う。 感染症の影響長期化によりコロナ関連制度の返済据置期間終了後に延滞発生が増加する恐れがあるため、返済据置期間中に経営相談の提案や必要な情報提供を行うなど、親身な対応を心掛ける。 また、保証後初めて条件変更の申請があった事業者に対しても、早期に正常化できるよう金融機関や支援機関と連携しながら経営支援策を提案、実施する。</p>	<p>【期中管理部門】</p> <p>① 事業者の実態に応じた経営支援の取り組み 創業後 3 年間は事故発生の危険性が高いため、定期的なフォローアップによる経営課題等のヒアリング、事業継続に向けた支援を実施し、上期実績は 53 件（前年同期+33 件、前年同期比 265%）であった。 また、コロナ制度の利用者については、金融機関からのモニタリング報告も参考にしながら、プロパー取引のない先や、2 期連続営業赤字先などから企業訪問や電話でのヒアリングを開始。5 月以降、月 50 先、上期 250 先の目標に対し、264 先のヒアリングを終えた。今後も金融機関とも連携しながら、引き続き積極的に推進していくこととする。</p> <p>② 初期延滞先及び返済緩和先の経営支援強化 約定返済に延滞が発生した先に対しては、金融機関の延滞の原因や問題点等情報を共有し、金融機関の方針指導内容を確認し、速やかに電話による督促を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1216 1962 1327"> <tr> <td colspan="4">延滞先照会集計実績は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td>照会 59 件</td> <td>正常化見込 11 件</td> <td>条件変更見込 2 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>督促継続 23 件</td> <td>事故報告提出 23 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>コロナ制度で据置期間を利用した中小企業者に対しては、返済開始予定先をリスト化し金融機関に送付し、金融機関の支援方針や改善策を確認のうえ、柔軟な返済緩和等の提案、対応に努めた。 また、保証・条件変更申込について審査を通して、経営改善に向け</p>	延滞先照会集計実績は下記のとおり				照会 59 件	正常化見込 11 件	条件変更見込 2 件			督促継続 23 件	事故報告提出 23 件	
延滞先照会集計実績は下記のとおり													
照会 59 件	正常化見込 11 件	条件変更見込 2 件											
	督促継続 23 件	事故報告提出 23 件											

	<p>た具体的取組の策定が必須と認められた先については、金融機関に対し、専門家による支援やみやざき経営アシスト会議の開催を10件程、提案し、うち2件について専門家による支援に繋げた。</p>
--	---

令和4年度計画	課題解決への取組実績
<p>【経営支援部門】</p> <p>① 資金繰り支援の充実</p> <p>コロナの影響が長期化しているが、中小企業者の資金繰りは、条件変更などの対応により一応の落ち着きを見せている。一方で、過剰債務により返済の見通しが立たない事業者も増加しており、支援の時期を逸することのないよう金融機関や支援機関と連携し、オール宮崎での体制で、それぞれの機関の強みを生かした事業者支援に取り組む。また、チラシや新聞広告なども活用し、認知度向上を図ることで、中小企業者との接点を持つ機会を増やす。</p> <p>② 経営支援体制の充実</p> <p>宮崎県中小企業支援ネットワークを効果的に機能させるために、ワーキンググループの活動として、構成機関と連携した相談体制の運営や、ビジネスマッチング・合同商談会、構成機関担当者の知識向上やスキルアップを図るための勉強会・研修会の実施により、具体的かつ効果的な事業者の課題解決に繋げる。</p> <p>また、みやざき経営アシストについては、会議およびフォローアップを行う際にローカルベンチマークを提示することや、金融機関毎の個別相談会を設けることなどを通して、会議（対話）の充実を図る。</p>	<p>【経営支援部門】</p> <p>① 資金繰り支援の充実</p> <p>新型コロナ禍の影響に加え、ウクライナ情勢の影響などから、原油・原材料高にも見舞われており、更なる資金繰り支援を必要とする事業者は多く、返済緩和の条件変更はもとより、場合によっては返済緩和先に対するニューマネーの支援についても、将来の見通しを踏まえてより踏み込んだ支援を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・経営支援部における保証承諾実績 140先、153件、1,698百万円（うち、返済緩和中は78先、83件）</p> <p>・経営支援部における条件変更承諾実績 399先、806件、10,428百万円</p> </div> <p>オール宮崎での取り組みである「宮崎県中小企業支援ネットワーク」事業の紹介チラシを新規に作成するとともに、協会の行う「専門家派遣事業」の紹介チラシについてもリニューアル。企業訪問、並びに関係機関への配布により事業者への周知を行っている。</p> <p>その他、商工団体や支援団体などの主催による研修会やセミナーに、計5回講師として職員を派遣した。今後は地域商社との情報交換も行っていく。</p> <p>② 経営支援体制の充実</p> <p>今年度は、組織体制として経営支援課内に「経営支援ネットワーク係」を新設し、「宮崎県中小企業支援ネットワーク」事業、及び「ワーキンググループ」での具体的取組を積極的に推進することとした。</p> <p>ワーキンググループの具体的活動のうち、「相談事業」については、ワーキンググループメンバー個々による経営相談だけでなく、合同相談会なども行っていく。</p> <p>「協働事業」については、商工中金のご協力を得て、県外から飲食料品関係のバイヤーを招聘しての商談会を開催することが決まり、11月開催に向け、最終段階の準備を行っている。</p>

<p>③ 個社支援の充実</p> <p>協会が直接出向いて行う経営支援はもちろんのこと、今後もみやざき経営アシストによる個社支援を起点とし、経営者との面談を通して課題解決に向けたニーズを把握し、よろず支援拠点、経営改善支援センター、再生支援協議会、事業承継・引継ぎ支援センターなどの経営支援機関、または協会が行う専門家派遣事業など、課題や目的に応じた適切な支援の判断を迅速に行う。</p> <p>専門家派遣事業の利用した事業者に対しては、フォローアップによって業績などを把握し、必要に応じて改善への支援を行う。</p> <p>また、コロナ下においても途切れない経営改善支援を継続するため、引き続きWeb会議の活用や電話によるアプローチを行う。</p>	<p>「研修・勉強会」については、9月16日に高鍋信用金庫の会場提供のご協力のもと、西都・児湯地区の金融機関、商工団体、市町村職員向けの研修会、及び情報交換会を開催し、参加者相互の情報交換を行っていただく時間も新たに設けた。今後、同様の取り組みを県内他圏域にも拡大していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会講師：宮崎県よろず支援拠点、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎県中小企業活性化協議会、宮崎県、宮崎県信用保証協会 <p>また、ローカルベンチマークの利活用については、効果的な活用方法を検討し、アシスト会議や面談などでの有効活用を進めることとする。また、ワーキンググループでの合同相談会において、金融機関毎の個別相談会についても実施を検討している。</p> <p>③ 個社支援の充実</p> <p>事業者に対する経営支援の方針を適時・的確に決定することを目的とした個社支援会議「みやざき経営アシスト」の実績は次のとおりとなっている。今後は、金融機関への働きかけなどを強化し、会議の開催並びに専門家派遣事業の上積みに注力する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>・開催実績：33回(前年同期比 66%)</td> </tr> <tr> <td>・支援方針：協会の行う専門家派遣事業 9先(前年同期比 56.3%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">活性化協議会 23先(うち 405事業 22先)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支援見送り 1先</td> </tr> </table> <p>専門家派遣事業先に対するフォローアップは、着実に実行。Web会議や電話によるアプローチにも引き続き取り組んでいる。</p>	・開催実績：33回(前年同期比 66%)	・支援方針：協会の行う専門家派遣事業 9先(前年同期比 56.3%)	活性化協議会 23先(うち 405事業 22先)	支援見送り 1先
・開催実績：33回(前年同期比 66%)					
・支援方針：協会の行う専門家派遣事業 9先(前年同期比 56.3%)					
活性化協議会 23先(うち 405事業 22先)					
支援見送り 1先					

令和4年度計画	課題解決への取組実績
<p>【回収部門】</p> <p>① 効率的な管理・回収業務への取り組み</p> <p>求償権関係人へ直接訪問や面談、金融機関からの情報収集によって状況を把握し、それぞれの実態に即した回収方針を早期に決定することで、管理回収の効率化に努める。</p> <p>求償権保証人による定期弁済が長期化し、完済の見込みがない求償</p>	<p>【回収部門】</p> <p>① 効率的な管理・回収業務への取り組み</p> <p>まず、今年度より2課制から1課制に、具体的には「事故報告書」の受付時点から代位弁済、保険金請求、求償権管理・回収までを一元的に行うよう変更。代位弁済後の回収までも見据えた取り組みを当初から行うことによって、事故解消困難先の速やかな代位弁済は行えた</p>

権については、弁済者の現状など把握し「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を検討する。

ものの、上期中の初年度回収実績は上げられなかった。

事故報告提出先に対し、早期着手の徹底、並びに原則、全件、実地調査を行うこととした。これまでは代位弁済に至る割合は前年度以下で収まるも、法的整理などの割合が前年同期比で10%程増加と、代位弁済の増加が懸念される。

・ 事故報告実績	： 98 先 (前年同期比 160.7%)
要実地調査先	： 42 先
調査実施先	： 30 先

既求償権先に対しても同様の取組を行い、顧客データの整備、並びに求償権分類作業も合わせ、回収事務に注力すべき対象の絞り込みを行った。

・ 再生支援活動実績	： 115 先 (前年同期比 188.5%)
事故報告対応	33 先
弁済交渉	43 先
物件調査	16 先
取引	5 先
金融機関訪問	6 先
その他	18 先

※同じ事業先への複数回訪問もそれぞれカウント

「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」による保証債務免除については、これまで同様、適切に推進した。

・ 保証債務免除の実績		
	今年度	前年同期
先数	3	5
保証人数	5	8
求償権口数	16	6

② 事業継続先の再チャレンジに向けた取り組み

今後代位弁済となる事業者においても、事業継続の状況によっては早い段階での「求償権消滅保証」の活用を提案する。また、代位弁済後も事業を継続している債務者に対しても、再チャレンジの目線で業況や課題の把握を行い、求償権消滅保証による再生支援に向けた提案を行う。

② 事業継続先の再チャレンジに向けた取り組み

「求償権消滅保証」について、上期は条件を満たすアプローチ先が無かったが、8月に完了した求償権分類の結果も踏まえ、下期は該当する事業者の洗い出しとともに、事業継続先に対して経営支援策や専門家派遣事業の活用について提案を行っていくこととする。

<p>③ 回収見込みがない求償権への対応 定期的な求償権分類を行うことにより早期に回収見込みの見極めを行い、見込みがないと判断した場合には早急に求償権の管理事務停止・整理を進め、協会による求償権の管理負担の軽減を図る。</p>	<p>③ 回収見込みがない求償権への対応 管理負担の軽減を図るべく、管理事務停止及び求償権整理の事務について積極的に推進した。 その結果、求償権整理については順調に事務処理が進み、既に上期で計画を達成しており、今後は求償権整理にもつながる管理事務停止事務にも注力していく。</p> <table border="1" data-bbox="1189 448 1906 715"> <tr> <td>・管理事務停止</td> <td>: 110 件 (前年同期比 59.8%)</td> </tr> <tr> <td>・求償権整理</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 今年度対象案件</td> <td>: 1,037 件 (前年同期比 236.2%)</td> </tr> <tr> <td> 今年度の整理計画</td> <td>: 300 件</td> </tr> <tr> <td> 上期着手</td> <td>: 440 件</td> </tr> <tr> <td> うち整理決定</td> <td>: 339 件 (前年同期比 209.3%)</td> </tr> <tr> <td> うち公庫承認</td> <td>: 122 件 (前年同期比 451.9%)</td> </tr> </table>	・管理事務停止	: 110 件 (前年同期比 59.8%)	・求償権整理		今年度対象案件	: 1,037 件 (前年同期比 236.2%)	今年度の整理計画	: 300 件	上期着手	: 440 件	うち整理決定	: 339 件 (前年同期比 209.3%)	うち公庫承認	: 122 件 (前年同期比 451.9%)
・管理事務停止	: 110 件 (前年同期比 59.8%)														
・求償権整理															
今年度対象案件	: 1,037 件 (前年同期比 236.2%)														
今年度の整理計画	: 300 件														
上期着手	: 440 件														
うち整理決定	: 339 件 (前年同期比 209.3%)														
うち公庫承認	: 122 件 (前年同期比 451.9%)														

令和 4 年度計画	課題解決への取組実績
<p>【その他、間接部門】 ＜総務部門＞</p> <p>① 人材育成による組織の活性化 職員のキャリアや業務分野に対応した研修の受講による能力開発を、これまで同様推進する。また、協会の重点課題である経営支援に取り組む人材を育成するため、外部機関への出向や、中小企業診断士などの資格取得を推進するとともに、経営支援やデジタル化などの専門知識を有する人材確保にも努める。 経営計画遂行の円滑化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入に向けて取り組む。</p> <p>② 職員が働きやすい環境づくり 新型コロナウイルス感染症の感染対策を含め、安心して執務できる職場環境づくりに努める。休暇取得や福利厚生充実などの取り組みにより、ワークライフバランスに実現に向けた環境も整える。</p>	<p>【その他、間接部門】 ＜総務部門＞</p> <p>① 人材育成による組織の活性化 例年同様、連合会主催の研修への受講を中心に能力開発の推進を行った。4月からは保証協会システムセンター(株)に1名出向、10月からは中小企業活性化協議会へのトレーニー研修に1名派遣した。さらに中小企業診断士の取得を目指す職員1名を選出した。 人事評価制度の令和6年度の運用開始に向け、顧問の社会保険労務士と制度設計に向けた協議を重ね、管理職・一般職員に対する説明会を経て、令和4年10月より試行期間としての導入を開始する。</p> <p>② 職員が働きやすい環境づくり 新型コロナの対策として、執務室以外の場所にも電話回線・LAN回線・インターネット回線を敷設した。同時に不特定多数が利用する可能性のある共用スペースに空気清浄機を設置することで、ソーシャルディスタンスを確保しつつ業務の継続を可能とする環境を整備した。 夏季休暇については、本来の取得時期である7～9月が県創設の原油・原材料高制度にて多忙を極めたことから、取得期間を10月まで延</p>

③ 抜本的な事務の見直しとデジタル化の推進

総務事務の効率化を図るため、事務ルーティンを整理し、必要に応じて専門家の指導も仰ぎながら事務フローを見直し、デジタル化を推進する。

<企画部門>

① 情報分析の充実・強化

コロナ禍で経営環境が大きく変化した事業者の状況を広く把握し、協会の取り組みに反映するため、情報収集とデータ分析を継続的に実施する。そのうえで、分析結果を保証制度の創設・見直しや経営支援の効果検証など、保証・経営支援部門における施策の実現に活用できるようフィードバックを行う。

② 外部機関との連携強化

当協会の取り組みを円滑かつ効果的に推進するためには行政・金融・中小企業支援機関等との連携が不可欠であることから、これまで以上に情報交換や意見交換を密に行う。また、これまでに締結している連携協力協定を活かし、具体的な協働に繋げる。

長し、柔軟な休暇取得に対応した。

また、省エネルギーへの対応や事業者がこれまで以上に協会職員に相談しやすい雰囲気とすることを目的として、服装について「通年ノーネクタイ」を九州地区の協会ですべて導入した。さらに、クールビズ期間中はポロシャツ等のワイシャツ以外の着用を許可した。

③ 抜本的な事務の見直しとデジタル化の推進

上期に十分な取り組みは行っていないが、今後のシステム部門におけるデジタル化の動きに合わせ、勤怠管理や給与計算などの事務について省力化に繋がる取り組みを推進する。

また、紙媒体が中心となっている協会内における事務改善に向け、令和4年7月に当協会のデジタル化に関する今後の基本方針を決定し、令和4年11月～5年1月を目途に、システム関係者による各部署へのヒアリング、業務フロー作成、業務分析を経て今後の具体的な計画を策定する。

<企画部門>

① 情報分析の充実・強化

コロナ関連融資の返済開始状況や、当年度内に創設した制度融資に係る統計など、協会内で把握する必要のある各部署からの情報提供依頼に迅速かつ適切に対応した。

また、提供に際して作成した情報は、今後の協会の取り組みの検討に活用できるよう、定例会議の資料に含めるなどの対応を行った。

② 外部機関との連携強化

年度当初、役員が市町等の行政機関や商工会議所等の支援機関を訪問し、事業者の状況や支援策について情報交換を行った。

また、前年度の保証・経営支援に係る取り組み実績により選出した計23先に「中小企業支援表彰」を実施した。

事業者の課題解決力を高めるための勉強会の実施等を目的として今年6月に発足した地元5金融機関で構成する「じもきん会」にオブザーバーとして参加し、運営会議（6月）、講演会（9月）に出席した。

令和4年3月に国が策定した「中小企業活性化パッケージ」に基づき、多くの事業者に対して収益力改善・再生・再チャレンジを促し、

③ 広報活動の充実

信用保証制度や当協会の取り組みに係る認知度の向上を図るため、ホームページや機関誌を活用して事業者や関係団体にとって必要な情報の発信を引き続き行う。また、より効果的で効率的な広報を行うため、広告媒体の見直しについて検討する。

④ 地方創生やSDGsへの取り組み

信用補完制度・保証制度の理解を拡げるための大学等の学生向け出張授業や、地域課題を踏まえた保証制度の創設など、地方創生・SDGsに資する取り組みを自治体や大学との連携を図りながら推進する。また、協会内で研修を行うなど、まずはSDGsに対する理解を深め、意識向上を図る。

<システム部門>

① デジタル化の推進

財務諸表入力システムの更改による作業工数の減少により、業務の効率化を行う。また、承認プロセスの電子化、保証関係書類の電子的保管・管理に向けた検討を行う。令和3年度に開始した信用保証書の電子交付については更なる推進を行い、利便性の向上と業務の効率化を行う。

当該施策の実行性を加速させるため、宮崎県中小企業活性化協議会、九州経済産業局、当協会の3者で連携協定を締結し、今後「連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有」「中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携」などについて取り組むこととしている。

③ 広報活動の充実

令和4年4月にリニューアルしたホームページや機関誌「保証月報」を中心に、保証等の実績や各部署における取り組み、国による事業者支援などの情報を発信した。また、昨年度よりプレスリリース（県政記者室への記者発表資料の提供）による情報発信も開始しており、上期は計3回実施した。

職員採用活動に関連して、地元新聞社が運営する就職サイトの利用を開始した。それに伴い、紙面において当協会をPRする機会が計4回あり、就活生だけでなくそれ以外の方からの反応も多かった。

当協会をさらにPRするため、オリジナルキャラクターを県内のデザイナーから公募し、協会内選定を経て「ワンポ」に決定した。

④ 地方創生やSDGsへの取り組み

昨年に引き続き、宮崎大学工学部大学院及び宮崎産業経営大学に出向き、学生向けの講義を実施した。下期は、宮崎大学地域資源創成学部及び同大学産学地域連携センターの講義を予定している。

また、協会担当者がSDGsをテーマとしたセミナーに参加し、今後さらに理解を深めたうえで、令和5年2月には協会内部での研修の実施を予定している。

<システム部門>

① デジタル化の推進

当初令和4年8月としていた財務諸表入力システムの更改については、作業部署が繁忙となった状況を踏まえ11月からの稼働とした。

今後のデジタル化に関する方針等について、前述（P.8）のとおりとなっている。

② 情報セキュリティ管理態勢の強化

資産管理システムの導入により、セキュリティの強化と IT 資産の適切な管理を行う。

③ 危機管理体制の強化

突発的な自然災害等に備え、業務運営に支障を来たすことがないよう事業継続計画 (BCP) の見直しを適宜実施する。また、BCP の実効性を高めるため、訓練や内部研修を定期的 to 実施する。

<コンプライアンス部門>

① コンプライアンスの遵守意識向上と不正利用防止への取組強化

コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する法令遵守等の意識向上を推進するとともに、社会情勢で発生したコンプライアンス事象等を含めた通知を定期的に行い、法令遵守意識への向上に努める。また、不正利用者や反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応を図るとともに、公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関、弁護士とも連携し、引き続き一切の関係遮断に取り組むこととする。

② 情報セキュリティ管理態勢の強化

前年度に導入を決定していた IT 資産の管理ソフト (SKYSEA) について、令和 4 年 5 月に試験導入を開始し、令和 5 年 1 月からの正式稼働を予定している。これにより、協会内ハードウェアの現状把握やソフトウェア導入の作業効率化だけでなく、各端末の操作に係るログ取得や不許可端末の接続遮断など、情報漏洩等のシステムリスクへの対応が強化される。

③ 危機管理体制の強化

事業継続計画 (BCP) を有効に機能させるため、当協会が利用している基幹システム (COMMON システム) が毎年実施している、東京のデータセンターが被災したことを想定した福岡のバックアップ機への切り替え訓練に参加した。下期には、防災訓練「みやざきシェイクアウト」及び安否確認システムの一斉テストも行うこととしている。

<コンプライアンス部門>

① コンプライアンスの遵守意識向上と不正利用防止への取組強化

コンプライアンスの遵守意識向上としては、事故事例にあわせ、服務通知の回報や、チェックシートにより自身の行動を見直す機会を設けることで役職員の意識向上に努めた。

反社会勢力等からの保証不正利用防止については、警察等関係機関や弁護士と連携を行い、協会としても、連合会や独自に収集した公知情報を基に構築したデータベースを利用し、保証対象者判定委員会により、組織的に不正利用者の排除に取り組んでいる。

尚、保証対象者判定委員会は令和 3 年 10 月にコンプライアンス委員会から独立したもので、令和 4 年度上期の開催実績は下記のとおりとなっている。

- ・コンプライアンス委員会 2 回
- ・保証対象者判定委員会 5 回